

令和4年(ネ)第4161号 損害賠償請求控訴事件  
控訴人(一審被告) 国  
被控訴人(一審原告) 平塚覚一ほか8名

証拠説明書(14)

令和6年2月22日

東京高等裁判所第15民事部 御中

控訴人(一審被告) 指定代理人

稻 玉 祐

加 藤 憲田郎

岡 田 健 麻

牧 野 嘉 典

嶋 野 稔 彦

小佐野 祐 衣

矢 崎 剛 吉

西 田 将 人

内 堀 寿美男

土 田 純

藤 田 美 香

飯 島 彩 子

廣田 健

野中 紘梨子

大井 秀俊

山川 貴大

吉池 弘晶

成田 義則

小貫 敏志

岩崎 和夫

光部 博

矢部 隆幸

海津 義和

金森 正博

大野 光秀

能登谷 哉生

磯貝 朋之

略語は従前の例による。

号証	標　目 (作成者)	作成 年月日	立証趣旨
乙10 9	改訂2版 河川管理の 実務 (河川管理行政実務研 究会)	写し 平成 11.9.10	丘陵地と平野部が接する付近で、平 野部には「堤防」が築かれているが、 丘陵地部分では、丘陵地が「堤防」と しての機能を発揮している場合の当該 丘陵地については、河川区域内の土地 として管理の対象とする必要を認める ものであること
乙11 0	鬼怒川堤防整備概要図 (若宮戸地区において、 本件掘削後の治水安全 度を評価したもの) (関東地方整備局)	写し 令和 6.2	本件砂丘よりも下流の地点には左岸 25.25キロメートル付近の河川区 域内の地盤高（安全度1／10未満） と同様に治水安全度が1／10未満の 区間があり、下流原則により当該区間 について左岸25.25キロメートル 付近よりも早期に堤防整備をする必要 があったこと
乙11 1	改訂増補 河川管理の 理論と実際 (西川喬)	写し 昭和 47.7.10	旧河川法が廃止され現行の河川法が 制定された経緯
乙11 2	時の法令別冊 新河川 法解説 (建設省河川局水政課)	写し 昭和 39.7.25	河川区域については、河川の現状に 即して一定の要件に該当する区域は法 律上当然に河川区域となり、その他の 区域は河川管理者の指定によって定め ることとし、河川管理の適正を期する こととしたこと

改訂2版

# 河川管理業務 実務編

河川管理行政実務研究会/編著

大風出版社

## 第二章

**河川区域とは、どのような土地をいうでしょう**

## 12

河川区域とは河川を管理するために必要な土地です。

河川区域とは、河という公物を構成している土地の区域をいいます。河川は重要な目的の一つとして水害防止の機能をもっていますが、現在のわが国の河川においては全く自然のままに放置されているものはまれで、その大半については人工的に堤防や護岸が築かれ、一般的に河道は固定されています。したがって、整備された河川においては、社会通念として堤防から対岸堤防までの間、又は護岸から対岸護岸までの間の河道としての効用を果していいる土地が河川区域の概念といえます。しかし、すべての河川がこのようないに整備されているものではなく、徳川時代に築造された古い堤防がなが現れています。堤防としての効用を果して広大な堤外地を擁しているものがあります。まれには無堤のままであって、洪水時には沿川地全体が河道となるような河川もあります。これらの未改修河川にも地域的な概念としての河道があるとしても、整備された河川のそれとはその効果を異にしています。このように洪水に対処するため最少限必要とすべき河道は、一元的には定めがたいものですが、河川法で河川を規制するにあたっては、その範囲を明確にしておかなければなりません。河川の指定はこのための統の区域の指定であったわけですが、河川区域の指定はこの横幅を定めることになります。洪水に対処するためには、その容量（幅）は大きければ大きいほど安全度を高めるもので、河川側からは好ましいことですが、人の生活は歴史的にも川と結びついていて、その周辺には種々の社会経済の機関や資産があり、これをみだりに規制することはできません。そこでこれらの調整を図りながら、河川管理のうえから必要とする区域が定められています。

## 13 河川区域には三つの区分があります

では具体的な河川区域の説明が移りましょう。  
自然公物である河川の特性から、その区域は現状の地形からみて特別の指定行為を経ないで河川区域となるもの（当然区域といいます。）と、河川管理者の指定によって河川区域となるものの2種類に分けられています。

## (1) 1号地（法 § 6(1)(1)の土地の略称）

この区域は、最も河川の自然性に基づいた当然区域の一つで、法では次のよう規定しています。

「河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生長の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地（河岸の土地を含み、洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈している土地を除く。）の区域」（法 § 6(1)(1)）  
これは基本的な河川区域であって、通常河川の水が流れ又は溜っている土地をいっています。この溜っている水の存する土地とは主として湖や沼等が対象であり、これらが法河川として指定されたものであるときには、その土地全体が河川区域となるわけですが、人工的なダムなどによって貯留されている水の存する土地については、常時満水位における水面が土地に接する線によって囲まれる地域内の土地が1号地に該当し、それ以上の範囲の土地については泄水しうる区域であったとしても後で述べます“3号地”に含まれるもので、この項でいう1号地には該当しません（ダム及びその貯水池の河川区域について」昭和46年建設省河開発第35号河川局水政課長・開発課長通達）。

しかし、河口付近の埋立によって河口が海へ延びた場合の新しく河道となつた水面下の土地は、1号地として河川区域となります。次に、河川の流水は常に一定ではなく変化しているものですので、前述の水面下の土地はこれに伴つて変化していますが、常に水が流れていなくても、しばしば水が流れることにより生えている植物が水生植物（藻類、あし、かやの類やその他水草の類）であったり、河原の状況にある土地もこの区域に含まれます。そしてこの土地には河岸の土地と普通の土地との中間的な状況にある土地を指してこの河岸とは河状の土地と普通の土地との中間的な状況にある土地を指して

いるものであって、河に面する法面や崖の部分がこれにあたります。

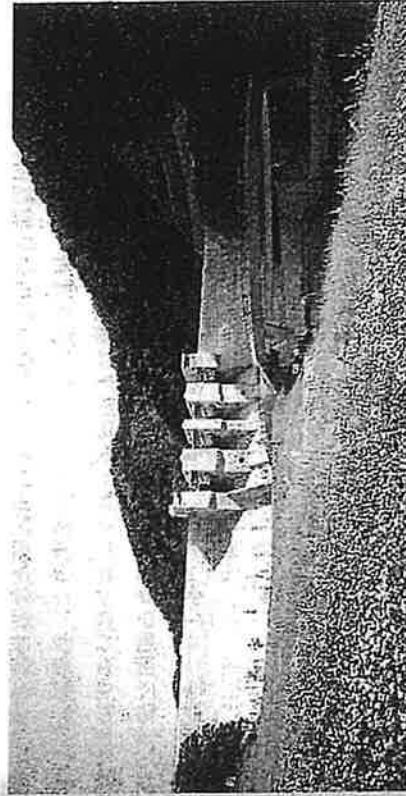
しかし、洪水の氾濫などの天然現象によって一時的に河状の土地となるも、その時点では直ちに河川区域とはならないのは当然です（通常災害復旧工事等によって原状に回復されるものでありますので）が、大災害のためそのままその土地が河道として存置されるときは河川区域の土地となります。

#### (2) 2号地（法 § 6(1)(2)の土地の略称）

これも当然区域の一つで、「河川管理施設の敷地である土地の区域」（法 § 6(1)(2)をいいます（ただし、後で述べる樹林帯区域については指定が必要です（法 § 6(3)）。

河川管理施設とはダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯等河川の流水によって生ずる公利を増し、公害を除却し又は軽減する効用を有する施設をいうと法に定めています（法 § 3(2)）。これらの施設は河川を人工的に制御するためのものであって、当然に河川の管理上法による規制を必要とするものであり、またその存在が明らかであるところから、その敷地である土地は当然区域としての河川区域とされているのです（ただし、樹林帯については後述）。この敷地というのは、その施設の目的とする用途に供されている土地をいうものであって、直接的な施設が投影する土地のみではなくそれより若干広いものと考えられます。例えば、コンクリートダムは、左右両岸の岩に密着して築造されているものであり、この着岩部の岩と一体構造となつてその目的を達しているものであるので、ある程度の区域は河川区域として強い法規制を及ぼしておく必要があると考えられますし、護岸の場合でも、ある程度の背後地をもたなければその効用を果すことができませんので、そのための土地も河川区域としておく必要がある場合などです。これらの土地に2号地としての河川区域に関する規制を及ぼすためには、買収等によって河川管理者が権原を取得しておくことが妥当な措置といえるでしょう。しかし、土地に権原を有しているというだけで堤内余裕地のように、直接的な河川管理施設の敷地でなくかつその土地が施設の効用に供されていない場合は、将来の改修計画のための予備地を確保する等の理由によつては2号地とみなすことはできません。

河川管理施設は、河川を管理するために必要な施設であって、河川管理者



河川管理施設であるダム（日吉ダム）

が設置するのが通例ですが、河川管理者以外の者が設置し管理しているものが設置するものにあっては、その設置者の財産を保護すると同時に、一般的の公共被害も防止する用をもつていて、その設置者の同意があれば、その権原を得ないでても河川管理施設とすることができます（法 § 3(2)ただし書）。例えば、河に沿って設けられた道路を守るために道路管理者が築造した護岸や、私が自分の土地を河川の流水の浸食から保護するために、自費で自分の土地に設置した護岸や堤防などがこれにあたります。

このように2号地は、河川管理施設の機能に基づいて河川区域とされています。

#### (3) 3号地（法 § 6(1)(3)の土地の略称）

この河川区域は、1号地及び2号地（樹林帯区域を除く。）が当然区域であるのと異なり、河川管理者が指定することによって法の規制が及ぶこととなる区域です。法では、「県外の土地（政令で定めるところに限る土地及び政令で定める遊水地を含む。）の区域のうち、第1号に掲げる区域」と規定して管理を行なう必要があるものとして河川管理者が指定した区域」と規定しています（法 § 6(1)(3)）。

注：“県外の土地”（県外地）とは堤防より河川側の土地をいいます。その反対側、すなわち田畠や家屋など堤防によつて護られている側の土地を“堤内の土地”（堤内地）といいます。

この区域は河川管理者の指定行為によって河川区域となるわけですが、指定された土地は法の強い規制を受けることになりますので、必要以上に広い範囲が指定されて、私人的財産権などが侵害されることがないよう、また地域を異にしてもそのバランスが保たれるよう、指定期間を法で定めています。これを列挙してみますと、

## イ 堤外の土地

ロ 政令で堤外の土地に類するものと定められた土地

ハ 政令で定められた遊水地

のうち、1号地と一体として管理する必要があるものに限定されているのです。したがって堤外の土地であるとしても、中之島などで堤防より高い部分があるときなどは、その高い部分は1号地と一体として管理する必要がないので河川区域に指定することはできないでしょう。

ロ及びハは政令で定めることになりますが、政令では次のように規定しています。

A 「地形上堤防が設置されているとの同一の状況を呈している土地のうち、堤防に隣接する土地又は当該土地若しくは堤防の対岸に存する土地」(令 § 1(1)(1))

B 「前号の土地と法第6条第1項第1号の土地との間に存する土地」(令 § 1(1)(2))

C 「ダムによって貯留される流水の最高の水位における水面が土地に接する線によって囲まれる地域内の土地」(令 § 1(1)(3))

D 「法第6条第1項第3号の政令で定める遊水地は、法第16条の2第1項の河川整備計画において、計画高水流置を低減するものとして定められた遊水地とする。」(令 § 1(2))

これらについて少し詳しく説明しましょう。

○Aの土地について  
丘陵地や台地部と平野部が接する付近の河川で、平野部には堤防が築かれているが丘陵地と接するところで、堤防はその丘陵地等に接続している場合があります(これを“山付堤”という)。これは接続された丘陵地等の河側に対している部分が堤防としての役目を果しているため、わざわざ丘陵地

等に堤防を築く必要がないためです。したがって、この堤防としての役目をしている部分は、河川区域の土地として管理する必要が生じてくるのです。また、河川の対岸が堤防であったり前述のように堤防に隣接した丘陵地などであって、片岸が丘陵地等の場合も、この丘陵地等の河に面している部分は自然河岸のままであったとしても、堤防としての役目を果しているものといえます(以下「堤防類地」といいます)。なぜならこの丘陵地等が自由に削られると、その部分から洪水時に溢水するおそれがあることにあります。これらの丘陵地等の川に面している部分は自然状態のまま、すでに河川管理施設としての効用をもっているものですので、この部分を河川区域に指定して、その効用がさまたげられないよう規制をされることとされています。

堤防が丘陵地等に接続しているとすると、必ずしも物理的に密着している必要はなく、丘陵地等と離れてしている場合も、両方が一連のものとして、洪水を防御する効用を有しているときは、隣接とみなしてさしつかえありません。これらの指定できる幅や長さについての特別の定めはありませんが、通常必要とする堤防の天端高と堤防幅程度に止められるべきでしょうし、長さは当該丘陵地等のうち掘さくや、切土が行われることが予想される地域に限られるべきでしょう。

○Bの土地について

これは、Aの土地と1号地との間にある土地のことと、堤防がある場合の堤外の土地(高水敷地)にあたるものです。  
○Cの土地について  
ダムによって貯留された水面下の土地は、一見湖や沼と同様に全て1号地とも考えますが、これは人工的に湛水されたもので、ダムの操作によつて水面を変化させることができます。したがって、自然現象としての湖沼とは本質的に異なっています。したがって、次に掲げる区域で前述の1号地に含まれない区域については、河川管理者の指定を要する3号地となるのです(「ダム及びその貯水池の河川区域について」昭和46年建設省河開発35号、河川局水政課長・開発課長通達)。

イ ダムによって貯留される流水の最高の水位すなわち、原則として河

川管理施設等構造令に規定されている堤体の非越流部の高さ（フィルダムにあっては当該高さから1mを減じた高さ）の水位における水面が土地に接する線によって囲まれる地域内の土地

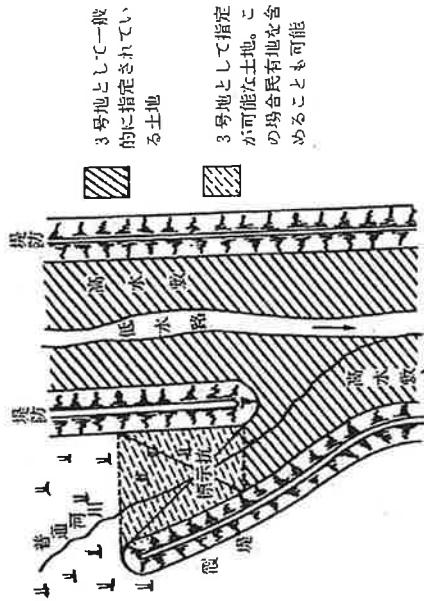
ロ 府水池の末端付近で堆砂及び洪水時の背水による貯水池の水位が高まることが確実に予見されることは、その水面が土地に接する線によって囲まれる土地のうち一定範囲の土地

○Dの土地について

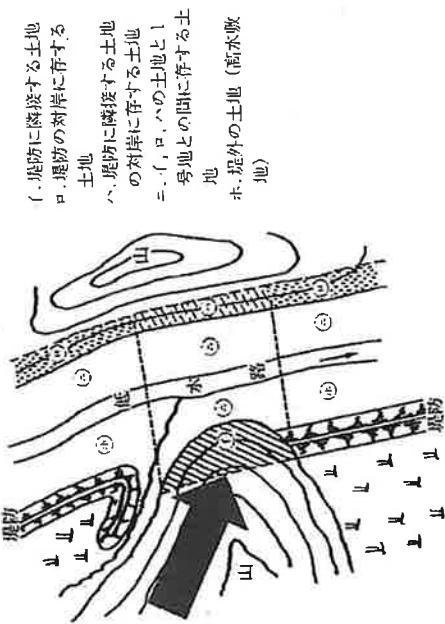
“遊水地”とは、河川の付近にある低地で、洪水時に河川の流水を湛水させて、下流の洪水時の流量を減らさせる機能をもつてゐる土地のことですが、このうち河川区域として指定できるものは河川整備計画（法§16の2(1) 具体的な河川整備に関する事項を定めたもの）において、遊水地として定められているものに限られています。したがって、相當に大規模なものが指定の対象になるのであって、単に洪水時に自然に湛水する土地で実質的な遊水地効果をもつているということだけでは、この土地を河川区域とすることはできません。

以上説明しました河川区域となる土地を次に略図として掲げますので、先の説明と参照してみて下さい。

## 堤外の場合の例



## 堤外の土地に類する場合の例



改訂2版 河川管理の実務

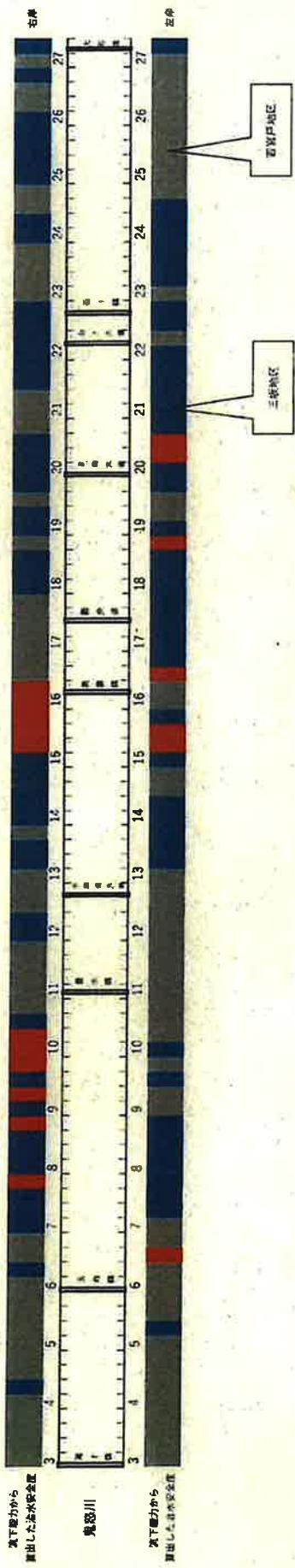
1995年6月22日 第1版第1刷発行  
1999年9月10日 第2版第1刷発行

編 著 河川管理行政実務研究会  
発行者 松林久行  
発行所 **株式会社大判出版社**  
東京都世田谷区羽根木1-7-11  
〒156-0042 TEL(03)3321-4131(代)

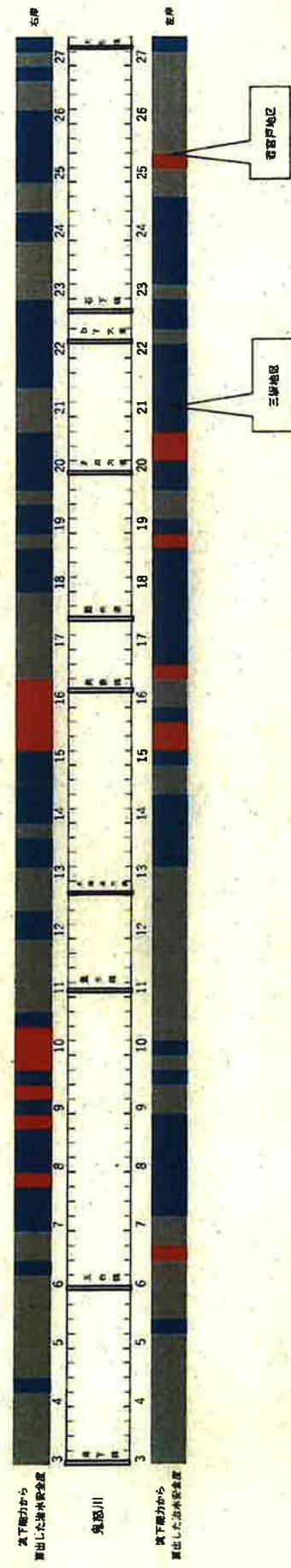
©1999 河川管理行政実務研究会  
落丁・乱丁はお取り替えいたします  
ISBN4-8028-8365-X

印刷 並河西印刷

※乙第92号の鬼怒川堤防整備概要図(平成24年以降の整備)より治水安全度の部分を引用



※若宮戸地区において、本件施設の治水安全性を評価した場合



例	
凡	1/30以上
流下能力から算出した治水安全度	1/10以上～1/30未満
	1/10未満

乙第111号証

改訂増補  
河川管理の理論と実際

西川喬齋編

山海堂

いってよいであろう。ただし、理論的な面に関しては、河川管理の多様性からして、必ずしも建設省の統一見解が定まつておらず、個人的な見解にとどまるところも含まれていることは、最初に断わっておかなければならぬ。ただ、原則に関しては、総務である私が全部眼を通じて、削除すべきとか修正すべきと思われる点に関しては、私の判断で手を入れるので、本書に記載されている事項に関しては、すべての責任は私にあることをご了承願いたい。

## 2 章 河川法概説

（参考）本書に記載されている事項に関しては、すべての責任は私にあることをご了承願いたい。

### 2.1 旧河川法から新河川法へ

#### 2.1.1 旧河川法の制定

現行の河川法は、昭和39年7月10日に法律第167号として公布され、翌昭和40年4月1日から施行された法律であり、施行されてからまだ間もない。それまでは、明治29年に制定された片仮名の法文からなる「河川法」が約70年の長い間存在しており、しかも、ほとんど基本的な改正はないままであった。（以下この明治29年制定の河川法を「旧河川法」と称する。）

では、旧河川法が制定された当時の背景はどのようなものであったらうか。

明治初年の国の治水対策は、舟運およびかんがい用水の取水に便ならしめるため、主として灌水工事に重点をおいたものであった。洪水による氾濫の防止を目的とする灌水工事は、むしろ地方団体にまかせられていた。明治政府がこのような方針をとったのは、当時の国家財政上の理由と舟運が運輸の中心と考えられていたためである。

どころが明治も中期になると、鉄道が運輸機關の中心と考えられるようになり、舟運の重要度は小さくなってきた。いっぽう淀川、利根川等の重要な河川において大洪水が頻発し、治水防衛の必要性が強く叫ばれるようになった。明治24年の第2回帝国議会以後、毎年のように議会において、基本的な治水対策の創立を要請する「治水ニ関スル建議」が可決されたのである。

政府は、明治29年に至ってこの要望に応えることとし、そのためには河川に関する基本法を制定する必要があると考え、同年第9回帝国議会に政府より旧河川法が提案され、貴族院で一部修正のうえ、同年3月25日に可決された。

では、旧河川法の内容はどのようなものであったか、一口にいえば、中央集権的運営権力による官制的色彩が著しく強いこと、および治水に重点があれ利水開拓の規定がきわめて不十分であった点に特色があるが、その要旨は次のとおりである。

（①）河川法の対象とする河川は、主務大臣（内務大臣、内務省は後は建設大臣）が公共の利益に重大な關係があると認定したもの、および河道開拓知事がその支派川として

うやく令が成立し、昭和40年4月1日から全面的に施行され、河川管理は、ここに新たなよそいの下にスタートすることとなったのである。

(b) 河川の整理は國の革新とし、原則として、國の機關としての総務省幹部会議が行なふこととした。ただし、他原價の利害を保全するため必要がある場合は、一定の場合には、主計大臣が代わって管理し、また、工事至達、工業至達の工事については、主計大臣が直轄施行をとどめられた。

(c) 河川の利用面についても、わざわざ該當するのではなく、河水上の開拓から河川の流域に及ぶことなどであった。

(d) 河川の利用面に対する使用の道筋は、原則として総務省幹部会議の負担とし、改良工事に要する費用については、財政その一部を負担するものとした。

(e) 河川法の規定が全面的に適用される河川、いわゆる適用河川以外の河川について、主として河川に於けるある行為の取り締まりの見地から、河川法の一部の規定を運用する上りかかる河川河川の施設を整備した。

## 2.1.2 新河川法制定の経過

旧河川法制定後、わが國の社会経済情勢は逐次進展し、河川をめぐる諸関係、特に水利用関係は大きく変化してきた。旧河川法下の制度では、これに対応して効率的な行政を行なうには、きわめて不十分なものとなつた。このため、大正年代から戦前、戦後を通じて、何回か河川法改正の試みがなされたが、いずれも関係各務と意見の一致をみるに至らなかつた。やむを得ず、多くの勅令、政令、省令、通達等によって法の不備を補つてきた。

昭和37年の第42臨時国会において、当時の河野建設大臣は、河川法の改正について検討する用意があることを明らかにし、これをきっかけとして、一時中断していた河川法改正の作業がスタートしたのである。

その後建設省は、利水関係各省、全國知事会等と調整を重ね、新河川法案は、昭和38年5月閣議決定され、第43通常国会に提出された。しかし、第43通常国会では可決に至らず、否決されたとなつた。引き続き第44臨時国会に提出されたが、これもまた否決未了となつた。

新河川法案は、昭和39年1月に三たび第46通常国会に提出され、同年6月25日によ

## 2.1.3 新河川法制定の必要性

旧河川法を改め、新河川法を制定しなければならなかつた理由は、旧河川法制定以来町において大きく変化しながるの社会経済情勢に対応するためであるが、具体的には、(i) 民主主義を基本とし、地方自治を尊重する新憲法の下における法律によるべき新しいものとする必要があつた。

左に、國および地方の行政機能が大きくなつたため、従来の中央集権的統制の強い制度を前提とした河川法が理屈を張める必要があつた。すなわち、現在の新憲法下の都道府県知事は、旧憲法下における元老院と異なつて、地方住民の公選によるものである。旧河川法では、すべての河川について、國の御内臣としての都道府県知事が河川整理者となつていたが、公選による知事などとしては、主筋的にはどうしても当社前田辰巳の利益を中心としたとして考えざるを得ない。2種類以上にまたがる重要な河川について、都道府県の単位にとらわれない、必然的な見地から河川管理を行なう必要があるが、旧河川法ではこの要請に十分に応えられない構造がでてきたのである。

第2には、国民の権利義務に關係する規定を改める必要があつた。旧憲法を前提とした旧河川法における行政機関の行使と国民の権利との關係は、新憲法の下では問題となる点が少くなかった。たとえば、

(i) 河川区域に認定されると貿易は増減することとなつたがんらの個別規定がなかったこと

(ii) 河川に亘する橋柵、工事等に坐う土地の入り手新規がきわめて不明確であったこと

(iii) 公益上の必要により河川の取り扱い運河の監視区分を行なつたときの割合規定を欠いたこと

(iv) 河川モ定期に於ける制限に伴う船主の船舶規定を欠いたこと

等である。これらの原因の複数種類との關係で不明確な点を新憲法にとさわしい規定として整備する必要があつたのである。

(v) が来るの区間主導による分断的な河川整理制度を止め、水系を一貫した河川整理を行

なう制度を廃止する必要があつた。

旧河川法においては、河川管理者はすべて都道府県知事とされたため、都道府県を基にすると、河川管理者も異なることとなる。また旧河川法においては、同一水系に属する水流、水面、水面でも、公私との関係に亘る關係を有する区間のみが適用河川とされ、その他の区間は、適用河川または暫定河川として法の適用範囲が限られたのである。このようない点で、旧河川法は、河川を分断して管理する制度であつた。

ところが、時代の進歩とともに、治水および制水の面から水系一貫管理の要請が強まってきた。すなわち、各河川における治水流域の調整が進んだこと、および災害の緊急状況から導きて、水系を一貫した全体計画に基づいて治水事業を計画的に実施する必要を生じた。またいっぽうでは、産業の発展、人口の増加、生活水準の向上等に伴って、各個の用水の需要が著しく増加してきた。これら総用水の需要を調整し、かつこれを充足するためには、水面全体から、さらには都市系にわたる広域的な見地にたって、水の会員的な利用を確保する制度が必要となってきたのである。

(c) 旧河川法における利水規則規定が不十分であったため、その整備を図る必要があつた。

旧河川法制定当時の利水は、ほとんど農業用水に限られていたが、制定以来70年の間に給電用水、水道用水、工業用水等の用に供されるようになり、その量も著しく増大してき、各河川で深刻な水問題が引き起こされてきた。このような事情に有機的におなれるためには、水利使用組合間の調整を図るための規定その他の利水規則規定を整備する必要があつた。

(d) ダムの設置または操作に原因する災害の防止、いかゆるダム防災に関する規定を整備する必要があつた。

各河川には、発電用その他の用途のためのダムが整備されている。特に、開拓後の耕種の途端に伴って、大規模なダムが建設されると、そのため河川の状況が変化し、ダム設置に起因する新たな種類の災害が発生する恐れが大きくなってしまった。旧河川法においては、今日のような太規模なダムの存在を予想していないかたため、これらダムによる災害の防止に関する規定をなんら廃止してはいたかったのである。

## 2.2 河川法の目的

河川法は、河川の管理に関することを定めた基本法である。

河川法1条は、その第1項の目的が、「国土の保全と開發に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進すること」にあることを明らかにしているが、それとともに、その手段としての河川の管理についての目標をも明らかにしている。すなわち河川は、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、および流水の正常的機能が維持されるよう管理するものとされている。

### (a) 洪水、高潮等による災害の発生の防止

河川管理は、まず災害の発生を防止するために行なわなければならない。古来河川は洪水面により大きな災害をもたらすものとして、人間生活をおびやかすものであった。河川管理の目標の1つは、この河川のマニスの面をできるだけ少なくすることにあることはいうまでもない。

「洪水、高潮等による災害の発生の防止」とは、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害のか、通常の状態の下に徐々に発生する河床の低下、河岸の侵食等による災害さらには地下水のくみ上げに起因する地盤沈下による溢水等の人为的災害の防止をも含むものである。このために河川管理者は、ダム、堤防、護岸等の河川管理施設を設置し、放水路、堤水路を開き、河床を削ぎ、河岸を掘り、運河の工作物の設置、土地の植栽等の災害を防止するための工事、維持修繕を行なういっぽう、種々の工作物の設置、土地の植栽等の災害を誘發する恐れのある行為の規制を行なう権限と責任を有する。

### (b) 河川の適正な利用

河川は、公共用である(法2条1項)。その意味は、直接に一般公衆の共同使用に供される物ということがある。具体的には、河川は水利使用、土地の占用、土石の採取、舟運、航效等いろいろな用途に利用されている。したがって、河川管理の内容としては、これらの利用の相互の調整を行なってその利用の秩序を保ち、利用に伴う災害発生の防止を図り、さらには、漁業的な資源開発を行なうことが含まれる。

河川の適正な利用という観点からは、もとより水利使用に関することが大きなウェイトを占めるが、特に最近は、このほかに都市河川における河川敷地の占用の問題および砂利の採取に関する問題が大きくクローズアップされてきている。

### (c) 流水の正常な機能の維持

河川には、常に一定の流量以上の流水が流れていることが望ましい。下水その他の既流水による汚濁の防止、塩害の防止、河道の維持、堆砂による河口の埋没の防止、既得水利の取水または供給のための水位の維持、河川における動植物の生存等のために必要とされる

また、勘定六局より選賀川堤防天端におけるものについても、昭和41年7月12日より10月5日の間に直方出張所の河川巡視員が中心となり、4世帯6名（生活保護世帯夫婦、失効労働者2名、既品回収業の夫婦は身体障害者）について、当事者についてはもちろんのこと、市役所社会課、福利厚生課、警務保安係等の関係者と20数回の打ち合わせ面談を経て解決したものである。

これらはいずれも河川巡視員が熱心に、市役所福利厚生課、警察署等に協力を求めながら、誠意をもって処理した例ということができるが、関係者の意見としては、いざれも慎重でかつ周到な処理の必要性が強調されており、あわせて生活様に対する配慮ある措置を講ずる必要性のあることが述べられており、今後の同様な際際の処理に、大いに参考すべきである。

### 5.3 河川区域内民地の私権行使の制限

#### 5.3.1 直河川法における民地の取扱い

河川の施設地について、旧河川法はその3条で、「河川並其ノ施設地若ハ流水ハ私権ノ目的ナルコトヲ得ス」と定め、私権の存在を排除している。ただし、適用河川と準用河川においてその取り扱いを異にし、適用河川については私権の目的となり得ないのであるが、適用河川については、河川法連附令2条の條文運用の規定で、3条について「並地ヲ除ク」と定めており、統合はたる河川および流水については私権の目的となり得としながら、施設地については、私権の目的となりうるとしている。

このことについて、建設省河川研究会編「河川法」では次のように述べている。

“施設地は流水と異なり、形体的支配も可能であり本質的に所有権の対象となりうるものである。河川並びにその構成要素たる施設地もしくは流水と並べた場合、その本質上施設地が最も私権になじみやすいものであり、これにつき私権の目的とするか否かは全く立法の主旨の問題に属するといふのである。適用河川において施設地についても私権の目的となることを許ないとしたのは、立法的理由において「私権ヲ飛メルニヨリ公用ヲ皆シ、所有権の大牙ヲ拂ムシ行政上ニ困難ヲ兆ス」とあるごとく、明治29年の大水害を要因とし、強力に河川行政を行せんとする河川法立法当時の事情に由来するものと考る。準用河川の施設地につき適用河川と異なり、私権の目的となりうることとしたのは、適用河川と準用河川に対する河川法における公私性的の優越よりする取り扱いの差異に基くものであつ

て、制度の本質に根ざすものである”。

次に、適用河川について実務上どうなっていたかといふと、幹川たる適用河川は、建設大臣の認定により、支派川については、都道府県知事の認定により河川法の適用をうけることおよびその適用を受ける区间が定まるのであるが、これらの处分のみではなく河川の流域方向の統一の限界は定まるが、河幅方向の横の限界は定まらず、別に都道府県知事の区域認定があることを要した。

適用河川の河川区域の認定は、その対象として、前述のごとく当該区域内的一切の私権が消滅するものであるから、その認定の適否は重大な意味を有した。前記引用の「河川法」においても認定行為が自由裁量区分かき束処分かについて次のように述べている。

“立法理由書が、「認定ハ本項ニヨリ地方行政ノ順序ノ順序ニ一任シタルヲ以テ如何ナル認定ラヌモ之ヲ違法ノ認定ト謂フヲ得ナイ」ものとしいることより、地方行政の自由裁量区分とする點もあるが、河川の区域の認定は、河川の実体を構えるものにつき河川であることを確認する行為であり、き東処分であつて、その判断につき誤りがあれば違法の認定として訴訟の対象となるとするのを正当だと考える”。

したがつて河川区域の認定にあたつては、当該箇所が河川の実態を備えているかどうかががままず問題になり、実務的に判定が困難な場合は多かつたが、認定の効果として私権が消滅することから、いかなる場合において区域認定を行なうのが妥当であるかという別の観点から検討されていた。

河川区域の認定により私権が消滅せることに対する前提規定と書き込まれるものは、旧河川法44条および河川法施行規程9条および10条がある。本法の規定は、河川敷地の公用を廃止した場合、河川区域の認定以前に私人の所有に屬していたものについては歴先的に下付する旨の規定であり、施行規程は、荒地でない土地については従前の所有者の申請により、從来の使用を占領として繼續させ、その占用を許可しないときは相当の補償金を下付すべき旨の規定である。施行規程の規定は、荒地についてはなんにもふれておらず、荒地でないものについても、地主の利用を禁止することに対する制限であつて、権利剥奪に対する補償とは考えられず、とくに農地の新整法のものでは、この制度の位置では、茲法29条の私有財産を公法のために用いる場合の要件たる正当な目的たりやは違わないといふ。したがつて以後は、私人的所為に属する土地につき、河川区域の認定を行なつた例はあまりなく、

- (イ) 地主財産法に基づく公用財産として河川敷地の取り扱いを受けている土地  
 (ロ) 河川敷地とする目的をもって、買収または収用により所有権を取得した土地  
 (ハ) イ、ロ以外の国有地または都道府県の財産たる土地  
 についてだけ区域規定の区分がなされていた。

そのため、此外の土地類似性上河川とみらるべきものについても、区域の認定をして、民地を干のまま残存せしめている例が多く、実体上河川であっても、法律上河川として取り扱うことができず、河川付近地制限令を適用して、ある程度所附の目的を達し工事はいたが、河川管理上非常に問題が多かった。

河川付近地制限令4条の規定は次のようになっていた。

第四条 左ニ掲タル行為ヲ為サムトスル者ハ其知事ノ許可ヲ受クベシ
一 河川附近ノ土地ニ於ケル家屋以外ノ工作物ノ新築、改築又ハ除却
二 河川附近ノ土地ノ掘削其ノ他土地ノ形状ノ変更
三 地外地ニ於ケル家屋、改築塔又ハ竹木ノ栽植若ハ伐採

また、この4条の規定に違反して、都道府県知事の許可を受けないで、4条に規定する行為を行なったものは、河川付近地制限令10条の規定により、3カ月以下の懲役もしくは禁錮、3万円以下の罰金、拘置または料料に処せられることになっていた。(注) 旧河川法17条(工作物新築等)に違反した場合は1年以下の懲役もしくは禁錮または10万円以下の罰金であった。)

通用河川については、河川法地用令2条において、旧河川法2条の適用を否定しているので、河川の区域の認定行為はないが、河川付近地に関する旧法47条の規定は準用しており、また、工作物の新築等に関する17条の規定も準用しているので、民地の制限に関しては、適用河川と同様の取り扱いでであった。

### 5.3.2 新河川法における民地の取扱い

昭和38年の第43回国会における河川法案の審議にあたって、河川区域等の民地の取り扱いについての主要な討論の内容は次のとおりである。

- (ア) 昭和38年6月7日審議院本会議

問 (社会党 藤田進)

河川は公用財物と明示しただけで、従来のように私権の制限令文を規律しなかつた理

由と、河川行政の影響についてお伺いする。

答 (建設大臣 河野一郎)

河川区域においては、河川区域内において取締の存することを必ずしも否定しないので、現行法第3条のように、河川に対して私権を全く剥奪するような規定は設けていません。しかし第2条において、河川は公共用物であることを明示するとともに、河川区域内において、河川管理上必要な範囲内において、必要な制限規定——工作物の設置、土地の損壊等の制限規定を設け、河川管理上支障のないようにしております。

問 (公明会 中尾辰継)

河川保全区域について、河川管理者は、土地の形状の変更等について1つの制約を負荷しており、私権の制限があります。それに対応して、損失補償を加味されていないのはいかなる理由によるか。

答 (建設大臣 河野一郎)

これは、その損賃が起こったつど補償する、ただ指定をしただけで損害のありませんものについては、これを補償いたさない措置をとっております。

問 (民社党 田上松助)

河川区域内には、実際問題として数多くの私権が設定されているが、この私権を、政府案のよう一方的に独善的に規制する方式は、憲法第29条に抵触する恐れを招きませんか。

答 (大蔵大臣 田中角栄)

河川区域内の私有土地の私権制限については、河川管理の面から、公共の福祉に適合する施設において、必要やむを得ざる処置をとっているのであり、かかる制限はやむを得ないものであり、適法なものと考えております。

- (イ) 昭和38年6月24日 宰議院 逕議、地方行政、農林水産連合審査会

問 (松井誠委員)

私権の設定があるところを河川区域にするために、新しくこういう仕組みをつくったと考へるべきか。

答 (山内河川局長)

従来の方法では、いわゆる河川区域にしたいような、すべき土地の区域についても、私権があるため河川区域にできなかつたので、河川管理上非常に問題が多かつた。今は、一応河川区域に入れて制限は認める。ただし、公共の福祉のために、当然要忍しながら

ければいけないような行為制限は受けとるというたまえである。

問（松井誠委員）

私権の目的になつたまで河川区域の起定が行なわれる。その場合に、行為の制限に対する補償などに規定があるか。

答（鷲川河川局次長）

河川の公共用物としての性格に基づき、当然要忍すべき範囲と考え、補償は考えていない。

問（松井誠委員）

河川保全区域、河川予定地についてはどうか

答（鷲川河川局次長）

河川保全区域は、従来どおり私権の制限も、公共的な河川の管理上必要であるという立場から、これについての補償の規定を設けていない、河川予定地については、これは河川管理上の立場からなす規制なので、通常の損失補償を考えている。  
以上が新河川法案の審議にあたって、国会でなされた私権の制限についての議論の概要である。

旧法は、河川販地について私権の存在を排除しているが、新法は旧法と異なり、河川販地については、私権の目的となることができないという明文を設けていない。このことの反対解釈として、新法は河川販地に私権が存することを容認していると考へられている。  
新河川法の原案作成当時の河川局次長鷲川寺謙氏は、その著書「新河川法論」および日本河川協会編「新しい河川行政」において次のような法律上の見解を述べている。

「新河川法は、河川販地のすべてについて、私権の目的となることを認めているかといふと必ずしもそうではない。

新法における河川販地は、3つの部分から成立している。第1は主として自然の流水の通路となるべき部分、第2は河川管理上必要であると認めた第1の部分と堤防との間の区間、第3は堤防その他の河川管理施設の販地である。

まず第1の部分は、無私物としての自然流水の通路であり、海没区域と同様に、その流水の状況により、所有権の対象として支障不可能な場合は、土地が放棄したものと考えられるべき部分である。したがって、この部分に私権が存在することはできない。

第2の部分は、必ずしも完全に私権が排除される部分とはいえないところである。買収によって国有財産とされている場合もあるが、一般私人の所有地、利用地である場合も多

いのである。したがって、この部分については私権の存在は容認され、私権に対しては河川管理上必要な範囲で規制されるのである。なお、このようにして私権が規制される場合は、その限度において、私人は愛忍の義務を有するものと解すべきである。ただし、その販地から生ずる河川生物等の帰属は、当然原権利者に存する。

第3の部分は、堤防等河川管理施設のために必要な用地であり、この施設を設置するには、河川管理者は必要な権限を取得すべきである。

要するに新法においては、私権が解除される区域と、私権の存在が容認され、これに対する必要な規制が行なわれる区域との両者を併存させている。

新法は、旧法における河川販地に関する適用河川と専用河川の法律上の差異をなくし、同一水系における河川販地については、上流から下流まで、全く同一の法理で規制することとしている。すなわち、新法は上流から下流に至るまで、私権解除区域、私権容認区域の両区域の存在を認めているのである。」

新河川法において、河川区域になった場合の行為制限としては第3節（河川の使用および河川に関する規制）に入つており、そのなかで、特に販地に關係する条文としては、24条、25、26、27条等である。24条（土地の占用の許可）、25条（土石等の採取の許可）においては、河川区域内の土地で河川管理者以外の者がその本原に基づき管理する土地を除くと規定し、河川区域であつても民地については除外している。

26条（工作物の新築等の許可）および27条（土地の掘さぐ等の許可）は民有地、官有地を問わず規制がかり、河川管理上の必要性に応じて、私権の行使の制限が行なわれる。旧法においては前述のように、河川区域のほかに、「河川付近ノ土地、家屋若ハ其ノ他ノ工作物ニ關シ河川ノ公利ヲ増進シ又ハ公害ヲ除却シハ鑑識スル為ニ必要ナル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」（旧法47条）とし、河川付近地制限令が定められていた。この制限令により、河川付近の土地の形状または家屋その他の工作物が河川に當り及ぼし、または及ぼす恐れがあるときは、都道府県知事は土地の形状を変更し、または家屋その他の工作物を改築または除却することを所有者に命ずることとしたほか（制限令第1条），河川付近の土地の形態または家屋その他の工作物が河川に當り及ぼし、または及ぼす恐れがあるときは、都道府県知事は土地の形態を変更し、または家屋その他の工作物を改築または除却することを所有者に命ずることができることとしたほか（制限令第1条），河川付近の土地の形態または家屋その他の工作物の築築、改築または除却等については、都道府県知事の許可を必要とするなど、河川付近地における私権については河川管理上の必要性からいろいろな制限が付されていた。新法においては、旧法の河川区域のほかに、私権の存在する河川区域をつけ加えて、河川区域を強化しているが、このような区域において、河川法上の制限を免除することとは、旧法の河川付近地における私権を制限したことと

法律上の性格は回復であり、これが専門の内容、絶対に若干の差違があるに過ぎない」とさされている。

また新法は河川区域のほかに、「河岸または河川管理施設を保全するため必要があると認めるとときは、河川区域に隣接する一定の区域を河川保全区域として指定することができます」(法54条)こととしているが、この保全区域の性格も、旧法の河川付近地の性格と同様であり、ただ、新法が保全区域の趣旨を明らかにしたこと、保全区域設置の限界を法律上明示したことなどが旧法と異なるのである。

このように、新法においては、民有地であっても堤外に存するものは、河川管理上の必要に応じて河川区域に指定され、河川区域となつた民有地は、所有権の行使を規制される。もちろん民地であるから、その利用に際して占用ということはあり得ず、利用の目的も占用地規則に示されたような限定はないが、利用の方法に関しては、占用地規則第5のなかに示された樹木、植物、土地の形状の変更、樹以外の工作物の重の基準は適用されるものと考えなければならない、これらの基準に合致した範囲での利用は、所有者の意志により自由であるということである。ただし、工作物の設置に関する法26条、土地の形状変更に関する法27条の許可を必要とするることは当然である。

なお、河川区域等については、施行法に継続規定があり、旧法の河川区域は、昭和45年3月31日までの間は指定がなくとも新法による河川区域とみなされ(施行法3条、施行令付則3条)、また、旧法の河川付近地は、新法の河川保全区域とみなされる(施行法3条)こととなっている。<sup>1)</sup>

この規定によると、新法による河川区域の指定が行なわれるまでの間は、河川保全区域には、2つの異なる性格のものが混在していることになる。すなわち、新法においては当然河川区域となるべき堤外の民有地と新法本来の趣旨の保全区域とである。この両者の取り扱いには当然差異があるべきであり、本来の保全区域であれば許可をしてよい行為であっても、堤外民有地については許可できない場合がたくさんある。これらについては、経過的なものであるから、法文にはなんらの区別も設けておらず、河川管理者の判断にゆだねられているのが現状であるが、法律に基づく適正な河川管理という点からは、決して好ましいものとはいえず、早急に、新法による河川区域の指定を行なうことが強く望まれるところである。

## 5.4 都市河川の河川敷開放計画

5.2 述べたように、河川敷地占用許可準則においては、特別として、公園、緑地等が不足している都市またはその周辺に存する河川については、一般公衆の用に供する河川のため許可するもの(準則第9)としており、また、既存の占用に対する措置として、通常の6において、一般的のものは逐次改善計画を進めることとしているが、都市河川については、すみやかに開放計画を樹立して指置するよう指示している。

これを受けて、通常の5に基づき特例を適用する河川として定めた多摩川等4河川(表5.2 参照)のうち、多摩川、荒川、江戸川について、開放計画が樹立され、実施に移された。この3河川は、河川の状況、既存の占用状況等それらの河川で性格が相違しており、それらに応じて開放計画の内容にも差がある。

今後予想される都市河川敷地の開放計画、あるいは一般河川についての既占用の改善計画もしくは新規の利用計画等について、この3河川の開放計画は、大いに参考になると思われるので、その概要を紹介しておくこととする。

### 5.4.1 多摩川河川敷地開放計画

多摩川の河川敷地は、東京都内において最も最も密度に利用されており、また、公園、緑地、運動場に対する地域住民の需要も大きく、そのような環境の中にあって、河川敷ゴルフ場が相当面積を占有しており、そもそもが、河川敷地占用準則の制定あるいは都市河川敷地の開放計画策定の発端となった河川である。

河川審議会の答申を受け、昭和40年12月事務次官通達が発せられてから、開放計画の第1号は当然多摩川であるとして、河川局、関東地方の関係者の間で検討が進められ、昭和41年7月18日多摩川河川敷地の開放計画が公表された。なお、開放計画を公表するにあたり、当時の瀬戸山建設大臣は、次のような大臣談話を作成して発表した。

「政府は、本日、多摩川河川敷地を公園、緑地等の用に供するための第1次開放計画を定め、関係占用者の方々に通告するとともに、開放計画が円滑に実施されるようご協力を求めました。最近の都市の過密化に伴う公園、緑地等の不足の事情にかんがみ、公共の土地である河川敷地を国民のいこいの場として、特に次代をになう青少年のレクリエーションの場として確保すべきことは、重い国民的要請であることは、ご承知のとおりあります。

改訂増補  
河川管理の理論と実際

昭和44年5月20日 第1刷発行  
昭和45年6月15日 第4刷発行  
*(5月)*  
昭和45年7月10日 改訂増補発行

定価 1,800 円

著者 西川正武  
著行者 土屋文  
印刷者 敦印刷所

発行所 株式会社 山海堂 新宿区柳町15  
〒162 東京都 19492 西

落丁本・私工本はお取り扱い致しません。

新河川法解説

付・河川法施行法

時の法令別冊  
大蔵省印刷局発行

建設省河川局水政課編

「さて、お前に与せる問題の発達、人口の増加、生活水準の向上等に行き、各種用水の需要が著しく膨大化しており、これらの問題をどうたらねにた、やがて水について、立場的な見地に立ちて水の合理的な利用を確実にするためにはどうな河川航行の体制を構築する必要がある。」しかるに、国土の保全と水資源の総合的利用と開拓を図るならば、一つの河川をそれぞれの特徴から經營管理している現在の河川管轄制度は必ずしも適切であるとはいかない。河川を本流ごとに上下流を隔てて一貫した河川航行が可能でなければならないことは何よりも大切な事だ。

この事件で田代は「やうやく起立」、新文化運動の元祖の本領復活の眞摯な願いが叶つた。

「お前が『大木の魔女』と呼ばれていた頃は、お前が『魔女』だらけだった。」とおもふと、お前が魔女だらけだった。お前が魔女だらけだった。お前が魔女だらけだった。

以上が實行要領と當初の期に就て、御参考になつた事由であります。

日 本元三帝の歴史

新潟川字の井頭を以て北の河口である。

<sup>1</sup> 湾岸管理の適正を期すため、徳島の瀬戸内河川、伊太加河川の調査を実施して、河川を本邦第一に

- 12 河川並びに河川に区分して「施用川は」国土保安上又は河川幹線上特に重要なる河川をいり、河川幹線から支流等河川幹線の流域をもつた上、或でて複数の「施用川は」一施用川日本の本流に属する河川で公共の用に供する河川をもつたるにしと「施用川の幹流をもつたる河川幹線の支流をもつたるにし」と施用川の幹流の流域をもつたる
- 2 河川の管理については、「施用川は施用大臣」「施用川は施用幹線の支流をもつたるにしと河川幹線の支流をもつたるにしとされ」「施用川の幹流については、施用大臣は、一定の区間を定め、施用幹線の支流にその管轄の一部を付与するにせよ」とせり。
- 3 河川の管理に付する施用川については、施用川は「施用川は國」「施用川は施用幹線が負担するにせり」とのうち、施用川の改良工事に付する費用については、施用大臣が施行する場合はあるるを施用幹線が負担するにせりとて施行する場合もすべて國がその三分の一、施用幹線を除く三分の一を負担するにせりとせり。なお、昭和十四年十二月では、「施用川はつらどき四分の三を」「施用川の改良工事に付するが、この実費施行前にあたて施用幹線が施行中の工事にひりて支拂ふ外の三分の一を負担するものとするにせり。
- また、「施用川の改良工事に付するが、國がその三分の一以内を負担するにせり」とせり。
- 4 水田用川その他河川からの水を取水するに付するは、施用川よりすべて施用幹線の收入としたる。
- 5 「施用川の行する水を河川の本流に付する河川（河川の幹流）」で河川幹線が構成したるもの

- 6 河川の本流については、河川は公共用川であつて河川幹線が構成するに付する河川幹線の管轄を明らかにせり。
- 7 河川幹線については、河川の本流に付して、「河の段付に施用する区間は法律上河川に河川幹線となる。その他の区間は河川幹線の付属区間となり。」河川が段付に付して河川幹線が構成するにせり。
- 8 水の右用、工事等の範囲等に付しては、施用の実況を十分考慮して、河川が河川に、から、合理的に使用されるべき河川を考慮し、本用河川の許可に關しては、施用の本用河川を考慮することにより、施用河川事務が河川に施行する河川使用關係の実況を圖る規定を設けだり。
- 9 河川幹線の許可を受けて施用する一定規模以上のアムに付しては、施用上の問題から、その設置及び操作について必要な規定を設けだり。
- 10 施用大臣の範間に於て「施用川の指定」本用河川その他河川に付する重要な事項を記述要請するため、施用者に河川幹線を付するに付するに付しては、施用幹線の範間に於て「施用川に付する重要な事項を記述要請するため」施用幹線に付して施用幹線河川幹線会を設置するに付するに付するに付したること。
- 11 河川の現況、水利の状況を記述して、河川幹線の管轄を明すに付し、河川の現況管轄及び水利に就き記載するに付し、但に水利管轄に付する事項を河川幹線に付せなければならぬものと

12 「国土の安全、河川の健全な運営、工事等による水害への立ち入りの手配」河川等整備に係わる施設等の運営の権限に付する法律に該当する法律を意味する。

## 新河川法逐条解説

### 第一章 総則

本章は、この法律の目的、河川管理の原則、一般河川及び支流河川の整理、その指定手続及びその区域、河川管理者の定義等に該当する法律の基本規定、この法律を適用する河川の範囲、その質問主体等基本的事項について規定している。

#### 前 言

##### (目的)

第一条 この法律は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、並びに河川の正常な機能が維持されるよう、これを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄り、もって公共の安全を保障し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

#### 解 説

本条に、河川法の目的を記載したものである。すなわち、河川法は、河川について、災害の発生を

新河川法解説

昭和29年7月25日施行 計幅 190頁

編 延長省河川局水政課  
叢書合集及企

大藏省印刷局  
発行 大阪府河川部第2課